

電子契約事務説明会 (事業者向け)

土浦市管財課

令和6年10月17日

場所 水郷体育館視聴覚室

本日の流れ

- 電子契約の概要
- 電子契約システムの使い方等
(システム業者の弁護士ドットコム(株)より)
- 電子契約事務の流れ
- 事務改正点の説明 (押印廃止等)
- よくある質問
- 質疑回答

電子契約の概要

- 電子契約とは 紙の契約書の作成に代えて、電子データにより契約書を取り交わすこと。
- 導入日 令和6年11月1日以降に契約（開札）する案件から実施
- 対象案件 請負や売買契約等、ほとんどすべての契約で可能
（入札案件や担当課契約の少額案件いずれも可能）

電子契約できない契約→ 法令で紙でしか契約できないもの
契約期間が10年を超えるもの
- 電子契約の方法 電子契約システム「クラウドサイン」を用いた立会人型電子契約（茨城県と同じシステム）



電子契約システムの使い方

(株) 弁護士ドットコムより

電子契約に必要なもの

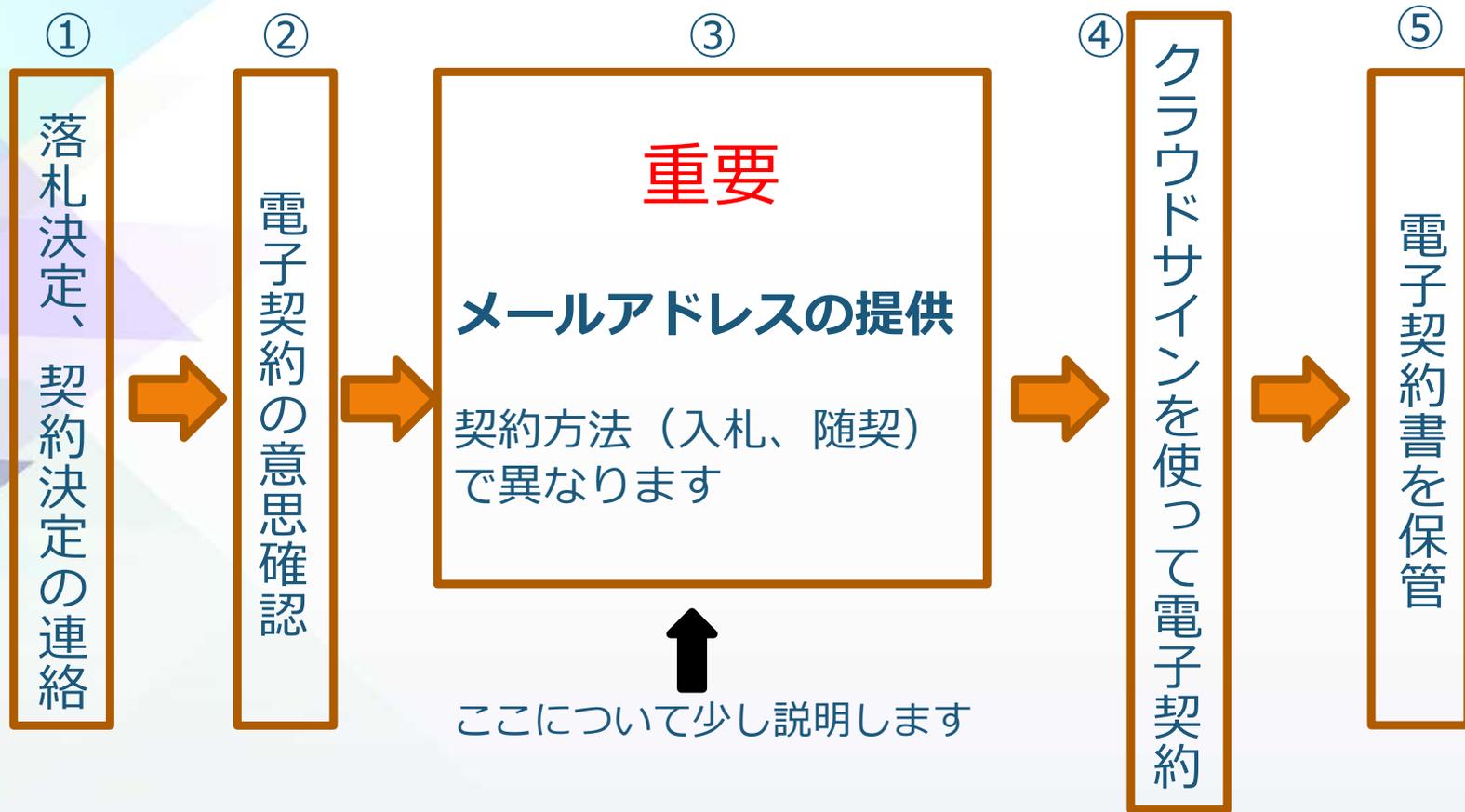
- 1 インターネット環境
- 2 パソコン
- 3 メールアドレス

以上



電子契約事務 の流れ

電子契約事務の流れ



メールアドレスについて

- 担当者と契約締結権限者の2名分のアドレスが必要です。
 - ※個人事業主や一人親方等でアドレスが一つしかない場合や会社で一つしかメールアドレスを管理していない場合は一つで構いません。
 - ※契約締結権限者とは契約書に実際に押印をする方といった意味です。必ずしも契約書に書かれている代表取締役でなくても構いません
- フリーメールのアドレス（インターネットで無料で作れるアドレス）は使用することができません。

例：○○@gma i l . c o m ○○@y a h o o . c o . j p等々

メールアドレスの提供方法

少額随契の場合



※主に請書で契約していたもの

契約額	工事 1 3 0 万円未満
	委託 5 0 万円未満
	売買 8 0 万円未満 等

○電子契約申出書を提出

- ・提出先 各担当課 管財課契約の場合は管財課

※担当課ごとに提出する必要があります

※一度提出した後は、担当者から求められたら再度提出して下さい



毎回出す必要はない

電子契約申出書

イメージ

年 月 日

電子契約利用申出書

・申出先

土浦市	課名
-----	----

※外部施設（公民館等）の場合は施設名称を記入してください。

上記の申出先との契約については、電子契約により契約を締結したいので申し出ます。
電子契約に用いるメールアドレスは次のとおりです。

・担当者

氏名	
メールアドレス	

・契約締結権限者

氏名	
役職	
メールアドレス	

・申出者

所在地
商号
代表者名

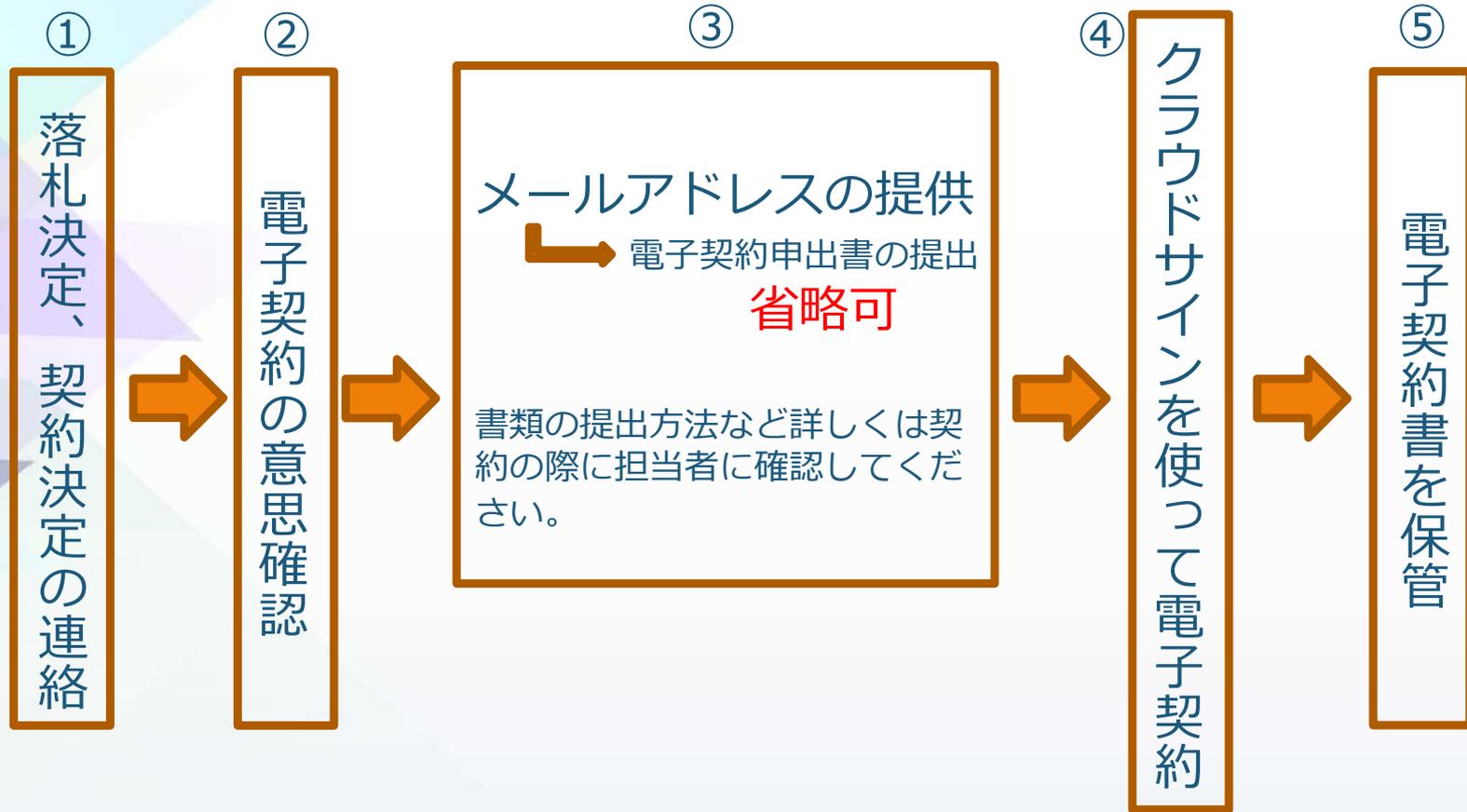
注意事項

※この申出書は発注課ごとに作成してください。
※本書は押印不要です。メール等により電子データのまま提出してください。
※メールアドレスはフリーメールを使用することはできません。
※担当者と契約締結権限者の2名のメールアドレスがない場合は契約締結権限者のみ記入してください。
※契約締結権限者とは社内規定等により契約締結の権限を有する方をいい、必ずしも契約書に記載された代表者等を指すものではありません。
※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて指

・市公式ホームページに掲載します。

・提出はワードのままメール等データで提出してください

電子契約事務の流れ (随契の場合)



メールアドレスの提供方法②

入札案件の場合 ※少額随契以上の金額の随意契約も含みます



○**電子契約申出フォームを利用** インターネット上で申出可

※入札案件ごとに申出が必要です。

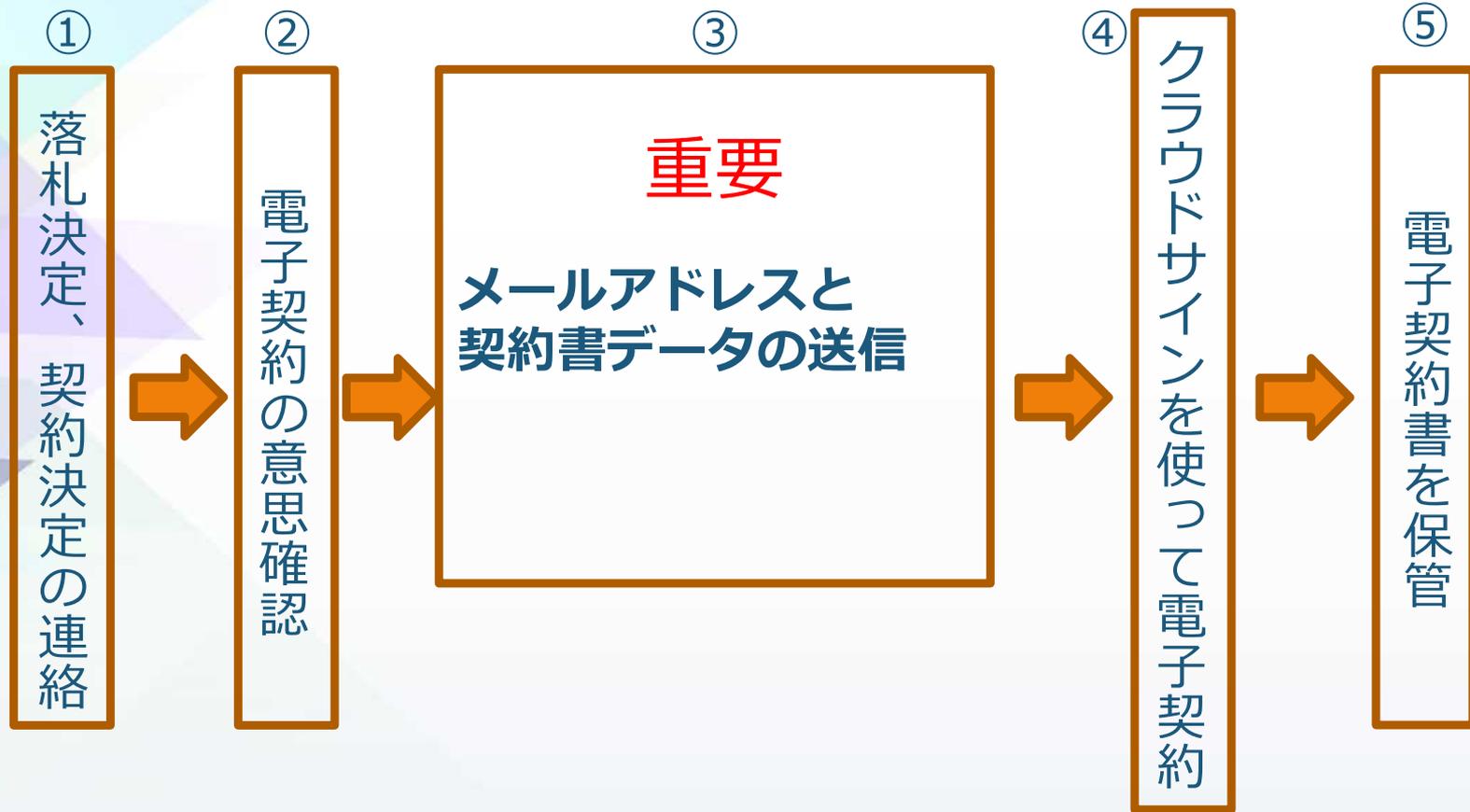
※管財課案件、水道課案件いずれも可能

※申出フォーム上で契約書のデータも送信できます。



契約書をHPに掲載し、事業者側で作成できるようになります。

電子契約事務の流れ（入札の場合）





事務の改正点 (11月1日~)

主な事務の改正点

- 電子保証の導入
- 契約関連書式の押印廃止
- 添付書類の作成省略、提出先の変更
- 契約書の書式変更と作成方法の変更

電子保証の導入

主に建設工事と測量コンサル業務が対象

契約保証金が必要な契約で契約保証（東日本建設業保証（株）等）を用いる場合に、従来の紙の保証書ではなく、インターネット上で保証書を確認することができるようになるサービス。

- 導入日 令和6年11月1日以降に契約(開札) する案件
- 運用方法
 - ・ 契約保証 電子契約の申出フォームで契約書と合わせて認証キーを送信
 - ・ 前払金保証 認証キーを担当者にメール等で送信

契約関連書式の押印廃止

- ・ 契約の際に提出する書類（工程表、着手届等）の押印を廃止します
- ・ 代わりに作成責任者と担当者の記入をお願いします

※イメージ

本件責任者：氏名	連絡先
担当者：氏名	連絡先

様式第4号(第8条関係)

着 工 届

年 月 日

(届出先)土 浦 市 長

請 負 人 所 在 商 号 代 表 者 名

契約関連書式の押印廃止②

- 紙入札の入札書の押印も廃止となります。
- インボイス対応等の条件を満たしている請求書の押印も廃止となっています。
- その他市の要綱等で規定されている契約関係の書類の押印はすべて廃止となります。

電子契約を使えば



入札から契約、請求まですべて押印する必要はなくなります。

添付書類の作成省略、提出先の変更

工事関係

書類名

現場代理人及び主任技術者選任通知書※

工事工程表

下請負届

省略できる場合

契約金額 1 3 0 万円未満の場合

業務委託関係

管理技術者及び照査技術者選任通知書

業務工程表

- ・ 役務系の契約（草刈りや保守契約）
- ・ 5 0 万円未満の測量コンサル

提出先  担当課に変更

(従前は契約と合わせて管財課)

※はコピーを管財課に提出

契約書の書式と作成方法の変更

※管財課・水道課の入札案件

- 作成方法の変更 HPに契約書の鑑文を含めたデータを掲載します。事業者側で契約書を作成していただき契約を締結。併せて書式も改正します。

今まで



これから（11月1日以降）



※電子契約時に限らず、すべての契約で変更

主な事務の改正点

- 電子保証の導入
- 契約関連書式の押印廃止
- 添付書類の作成省略、提出先の変更
- 契約書の書式変更と作成方法の変更

よくある質問

- Q1 紙の契約はできなくなるのか
- Q2 事前に準備することはありますか
- Q3 費用はかかりますか
- Q4 電子契約申出書は毎回出さなければならないのか
- Q5 請書での契約はどうなるのか
- Q6 契約時に担当課に説明が必要な書類（建設リサイクル法の説明書類と建築士法第22条の3の3の書類等）はどうするのか

Q1 紙の契約はできなくなるのか

- できます。
- 紙契約には押印が必要です。
- 電子契約は契約方法の一つの選択肢と考えていますので、事務的にやりやすい方法を選んでください。

Q2 事前に準備することはありますか

- 基本的にパソコン、インターネット、メールアドレスさえあれば電子契約は可能です。
- 電子契約をするにあたって社内規定等の見直しが必要になる場合があります。

Q3 費用はかかりますか

- 電子契約自体には事業者側で費用は一切かかりません。
- インターネットの費用等は当然に必要です。

Q4 電子契約申出書は毎回出さなければならないのか

- 担当課ごとに提出していただく必要はありますが、一度提出したら後は求められた場合に提出をしてください。
- 担当者やメールアドレスが変わった場合は再度提出をしてください。

Q5 請書での契約はどうなるのか

- 電子契約では請書は使えません
- 紙の場合は従前どおり可能です。
- 少額の契約用の簡素化した電子契約用の契約書式を用意する予定です。

Q6 契約時に担当課に説明が必要な書類（建設リサイクル法の説明書類と建築士法第22条の3の3の書類等）はどうするのか

- 電子契約申出フォームに併せて送信してもらおうこととします。
- 担当課への書面提出・押印は不要です。
- 管財課で担当課に書類データを送付します。
- 紙契約の場合は従前のままです。

まとめ

- 電子契約は11月1日以降に契約（開札）分から開始（紙契約も可能です）
- メールアドレスを提供する方法は入札では電子フォーム、その他は申出書を提出
- 電子保証も同時に開始
- 押印廃止や契約書の作成方法の変更もあり
- 添付書類の提出先変更や作成省略も
- 詳しくは契約するときに担当者にご確認ください。

電子契約は担当課によっては11月1日から開始できない場合もありますので、各担当者にご確認をお願いします。



質疑回答